

重要なお知らせ

腹腔鏡および子宮鏡の一部を用いた手術の施設基準の新設について

会員各位

平成24年度診療報酬改定により、医科診療報酬点数表第2章特掲診療料第10部手術の通則5の改正が行われ、以下の通り「K863-3（子宮鏡下子宮内膜焼灼術）」および「胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術」が追加されました。

[通則5抜粋]・・・K850、K857、K859（1を除く。）、K863-3、K889並びにK890-2に掲げる手術、体外循環を要する手術並びに胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術（通則4に掲げる手術を除く。）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

多くの施設では既に届出を提出されたと存じますが、未だ届出を行っていない施設におかれましては早急にご対応下さい。

（届出の詳細については、厚生労働省ホームページを御参照下さい。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/iryuuhoken15/index.html)

なお、本件について、平成24年4月1日に遡って算定できる施設基準の届出の期限は、厚生労働省保険局医療課発各地方厚生（支）局医療課宛平成24年3月14日付事務連絡により平成24年4月16日となっております。3月16日には「関係団体」への周知依頼の事務連絡がなされましたが、本会はこの中に含まれておりませんでした。今後、本会会員施設に関連する事項について今回のような周知の不徹底が繰り返されることのないよう、本会として厚生労働省へ対応の改善を求めます。

平成24年5月
一般社団法人 日本生殖医学会
理事長 吉村泰典

参考：

1) 診療報酬の算定方法の一部を改正する件(告示)(平成24年厚生労働省告示第76号) 第10部手術 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuuhoken/iryuuhoken15/dl/2-9.pdf>

2) 特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(通知)(平成24年3月5日保医発0305第3号)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuuhoken/iryuuhoken15/dl/6-2.pdf>

①様式72 医科点数表第2章第10部手術の通則の5（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）及び6に掲げる手術の施設基準に係る届出書添付書類

②区分2 キに分類される手術 子宮附属器悪性腫瘍手術等（子宮附属器悪性腫瘍手術（両側）、卵管鏡下卵管形成術、腔壁悪性腫瘍手術、造腔術、腔閉鎖症術（拡張器利用によるものを除く。）、女子外性器悪性腫瘍手術及び子宮鏡下子宮内膜焼灼術をいう。）

③区分4 に分類される手術 腹腔鏡下造腔術、腹腔鏡下子宮内膜症病巣除去術、腹腔鏡下子宮筋腫摘出（核出）術、腹腔鏡下子宮腔上部切断術、腹腔鏡下腔式子宮全摘術、腹腔鏡下広靱帯内腫瘍摘出術、子宮附属器癒着剥離術（両側）（腹腔鏡によるもの）、卵巣部分切除術（腔式を含む。）（腹腔鏡によるもの）、卵管結紮術（腔式を含む。）（両側）（腹腔鏡によるものに限る。）、卵管口切開術（腹腔鏡によるもの）、腹腔鏡下多嚢胞性卵巣焼灼術、子宮附属器腫瘍摘出術（両側）（腹腔鏡によるもの）、卵管全摘除術、卵管腫瘤全摘除術、子宮卵管留血腫手術（両側）（腹腔鏡によるもの）、腹腔鏡下卵管形成術、子宮外妊娠手術（腹腔鏡によるもの）、性腺摘出術（腹腔鏡によるもの）、腹腔鏡下副腎摘出術、腹腔鏡下副腎悪性腫瘍手術、腹腔鏡下腎部分切除術、腹腔鏡下腎嚢胞切除縮小術、腹腔鏡下腎嚢胞切除術、腹腔鏡下腎摘出術、腹腔鏡下腎（尿管）悪性腫瘍手術、腹腔鏡下腎盂形成手術、腹腔鏡下移植用腎採取術（生体）、腹腔鏡下膀胱内手術、腹腔鏡下尿失禁手術、腹腔鏡下内精巣静脈結紮術、腹腔鏡下腹腔内停留精巣陰嚢内固定術